

協議 1 号

長野市立学校職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（案）要綱

教育委員会事務局学校教育課

事 項	説 明
1 改正の理由	長野市立学校職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）の一部改正等に伴い、改正するもの
2 改正の内容	主な内容は、次のとおり (1) 長野市立学校職員の給与に関する規則の一部改正（第 1 条関係） ア 義務教育等教員特別手当の月額を別紙規則（案）のように定める。 イ 昇格時号俸対応表を別紙規則（案）のように改める。 ウ その他条文を整備する。 (2) 長野市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正（第 2 条関係） 条例の一部改正に伴う所要の条文整備を行う。 (3) 長野市立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正（第 3 条関係） 条例の一部改正に伴う所要の条文整備を行う。 (4) 長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正（第 4 条関係） ア 学校職員である特定任期付職員に支給する勤勉手当の成績率の範囲は、100分の 262.5以内とするものと定める。 イ その他条文を整備する。 (5) 長野市立学校職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正（第 5 条関係）
3 施行期日等	公布の日から施行する。
4 審議状況	(1) 総務部総務課との協議 4月 1日 (2) 教育委員会法規審査会の決定 月 日

長野市立学校職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（案）

（長野市立学校職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 長野市立学校職員の給与に関する規則（昭和41年長野市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第10条から第12条までを次のように改める。

（管理職員特別勤務手当の額等）

第10条 条例第14条の7第2項の教育委員会が定める勤務は、同条第1項第1号に掲げる勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

第11条 条例第14条の7第2項第1号に規定する教育委員会が定める額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる学校職員以外の管理監督学校職員（条例第10条第1項の規定による給料の特別調整額の支給を受ける学校職員をいう。以下同じ。） 次の表の区分欄に掲げる第9条の2の規定により定める区分に応じ、同表の管理職員特別勤務手当の額欄に定める額

区分	管理職員特別勤務手当の額
1種	8,000円
2種又は3種	6,000円
4種又は5種	4,000円

- (2) 定年前再任用短時間勤務学校職員である管理監督学校職員 次の表の区分欄に掲げる第9条の2の規定により定める区分に応じ、同表の管理職員特別勤務手当の額欄に定める額

区分	管理職員特別勤務手当の額
1種	7,000円
2種又は3種	5,000円
4種又は5種	3,000円

- (3) 任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された学校職員 次に掲げる当該学校職員が受ける号俸又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 2号俸から7号俸まで又は任期付職員条例第7条第3項の規定により決定される給料月額 8,000円

イ 1号俸 6,000円

2 条例第14条の7第2項第2号に規定する教育委員会が定める額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる学校職員以外の管理監督学校職員 次の表の区分欄に掲げる第9条の2の規定により定める区分に応じ、同表の管理職員特別勤務手当の額欄に定める額

区分	管理職員特別勤務手当の額
1種	4,000円

2種又は3種	3,000円
4種又は5種	2,000円

- (2) 定年前再任用短時間勤務学校職員である管理監督学校職員 次の表の区分欄に掲げる第9条の2の規定により定める区分に応じ、同表の管理職員特別勤務手当の額欄に定める額

区分	管理職員特別勤務手当の額
1種	3,500円
2種又は3種	2,500円
4種又は5種	1,500円

第12条 次に掲げる場合には、条例第14条の7第1項第2号に掲げる勤務に係る管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、学校職員がした同号の勤務は、同項第1号に掲げる勤務とみなす。

- (1) 条例第14条の7第1項第1号に掲げる勤務をした後、引き続いて同項第2号に掲げる勤務をした場合
(2) 条例第14条の7第1項第2号に掲げる勤務をした後、引き続いて同項第1号に掲げる勤務をした場合

第12条の3中「100分の2.7」を「100分の8」に、「100分の2.2」を「100分の4」に改め、第12条の4を第12条の5とし、同条の前に次の1条を加える。

(義務教育等教員特別手当の額)

第12条の4 条例第14条の8第2項の規定により教育委員会が定める義務教育等教員特別手当の月額は、当該学校職員の属する職務の級及び当該学校職員の受ける号俸に対応する別表第8に掲げる額（定年前再任用短時間勤務学校職員にあつては、職務の級に対応する同表に掲げる額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務学校職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附則第8項中「第12条第1項及び第3項」を「第11条」に、「同条第3項第1号」を「第2項第1号」に改める。

附則に次の1項を加える。

(条例附則第19項の規定の適用を受ける学校職員の義務教育等教員特別手当の支給額)

- 9 条例附則第19項の規定の適用を受ける学校職員に対する第12条の4の規定の適用については、当分の間、同条中「別表第8に掲げる額」とあるのは、「別表第8に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条の2関係）

学校職員経験年数換算表

経歴		換算率
1 国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、外国政府若しくは民間における企業体、団体等の職員等としての期間	(1) 学校職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	100分の 100
	(2) その他の期間	100分の 100以下
2 正規の在学期間（定められた修業年限）		100分の 100以下
3 その他の期間	(1) 学校職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる期間	100分の 100以下
	(2) その他の期間	100分の50以下

別表第4を次のように改める。

別表第4（第4条の5関係）

昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1

20	1	1	1
21	1	1	1
22	2	1	1
23	3	1	1
24	4	1	1
25	5	1	1
26	6	1	1
27	7	1	1
28	8	1	1
29	9	1	1
30	10	1	1
31	11	1	1
32	12	1	1
33	13	1	1
34	14	1	1
35	15	1	1
36	16	1	1
37	17	1	1
38	18	1	1
39	19	1	1
40	20	1	1
41	21	1	1
42	22	1	2
43	23	1	3
44	24	1	4
45	25	1	5
46	25	1	6
47	26	1	7
48	26	1	8
49	27	1	9
50	27	1	9
51	28	1	10
52	28	1	10
53	29	1	11
54	29	1	11
55	30	1	12
56	30	1	12

57	31	1	13
58	31	1	13
59	32	1	14
60	32	1	14
61	33	1	15
62	33	1	
63	34	1	
64	34	1	
65	35	1	
66	35	1	
67	36	1	
68	36	1	
69	37	1	
70	37	1	
71	38	1	
72	38	1	
73	39	1	
74	39	2	
75	40	3	
76	40	4	
77	41	5	
78	41	6	
79	42	7	
80	42	8	
81	43	9	
82	43	10	
83	44	11	
84	44	12	
85	45	13	
86	45	14	
87	46	15	
88	46	16	
89	47	17	
90	47	18	
91	48	19	
92	48	20	
93	49	21	

94	49	22	
95	50	23	
96	50	24	
97	51	25	
98	51	26	
99	52	27	
100	52	28	
101	53	29	
102	53	30	
103	54	31	
104	54	32	
105	55	33	
106	55	34	
107	56	35	
108	56	36	
109	57	37	
110	57	37	
111	57	38	
112	57	38	
113	58	39	
114	58	39	
115	58	40	
116	58	40	
117	59	41	
118	59	41	
119	59	41	
120	59	41	
121	60	41	
122	60	41	
123	60	41	
124	60	41	
125	61	41	
126	61	41	
127	61	41	
128	61	42	
129	61	42	
130	61	42	

131	62	42	
132	62	42	
133	62	42	
134	62	42	
135	62	42	
136	62	42	
137	63	42	
138	63	42	
139	63	43	
140	63	43	
141	63	43	
142	63	43	
143	64	43	
144	64	44	
145	64	44	
146	64		
147	64		
148	64		
149	65		
150	65		
151	66		
152	66		
153	67		

備考 この表の昇格後の号俸欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第7の次に次の1表を加える。

別表第8（第12条の4関係）

義務教育等教員特別手当表

ア 学校職員給料表(1)の適用を受ける学校職員

職員の 区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
		円	円	円	円
	1号俸から4号俸まで	2,000	2,500	5,700	7,400
	5号俸から8号俸まで	2,000	2,600	5,900	7,500
	9号俸から12号俸まで	2,100	2,800	6,000	7,600
	13号俸から16号俸まで	2,200	2,900	6,100	7,700
	17号俸から20号俸まで	2,300	3,000	6,300	7,900

	21号俸から24号俸まで	2,400	3,200	6,400	8,000
	25号俸から28号俸まで	2,600	3,300	6,600	
	29号俸から32号俸まで	2,700	3,500	6,800	
	33号俸から36号俸まで	2,800	3,700	6,900	
	37号俸から40号俸まで	2,900	3,800	7,000	
	41号俸から44号俸まで	3,100	4,100	7,100	
	45号俸から48号俸まで	3,200	4,300	7,200	
	49号俸から52号俸まで	3,300	4,500	7,300	
	53号俸から56号俸まで	3,400	4,800	7,400	
	57号俸から60号俸まで	3,500	4,900	7,500	
定年前	61号俸から64号俸まで	3,600	5,100	7,500	
再任用	65号俸から68号俸まで	3,700	5,300		
短時間	69号俸から72号俸まで	3,800	5,400		
勤務学	73号俸から76号俸まで	3,900	5,500		
校職員	77号俸から80号俸まで	4,000	5,600		
以外の					
学校職	81号俸から84号俸まで	4,100	5,800		
員	85号俸から88号俸まで	4,100	5,900		
	89号俸から92号俸まで	4,200	6,100		
	93号俸から96号俸まで	4,300	6,200		
	97号俸から100号俸まで	4,400	6,300		
	101号俸から104号俸まで	4,400	6,400		
	105号俸から108号俸まで	4,500	6,500		
	109号俸から112号俸まで	4,500	6,600		
	113号俸から116号俸まで	4,600	6,700		
	117号俸から120号俸まで	4,700	6,800		
	121号俸から124号俸まで	4,700	6,900		
	125号俸から128号俸まで	4,800	6,900		
	129号俸から132号俸まで	4,900	6,900		
	133号俸から136号俸まで	4,900	7,000		
	137号俸から140号俸まで	4,900	7,100		
	141号俸から144号俸まで	5,000	7,100		
	145号俸から148号俸まで	5,100	7,100		
	149号俸から152号俸まで	5,100			
	153号俸	5,100			

定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員		3,200	3,800	5,100	6,400
---------------------------------	--	-------	-------	-------	-------

イ 学校職員給料表(2) の適用を受ける学校職員

職員の 区分	職務の級 号俸	1級
		円
	1号俸から4号俸まで	2,000
	5号俸から8号俸まで	2,000
	9号俸から12号俸まで	2,100
	13号俸から16号俸まで	2,200
	17号俸から20号俸まで	2,300
	21号俸から24号俸まで	2,400
	25号俸から28号俸まで	2,600
	29号俸から32号俸まで	2,700
	33号俸から36号俸まで	2,800
	37号俸から40号俸まで	2,900
定年前 再任用	41号俸から44号俸まで	3,100
短時間	45号俸から48号俸まで	3,200
勤務学	49号俸から52号俸まで	3,300
校職員	53号俸から56号俸まで	3,400
以外の 学校職 員	57号俸から60号俸まで	3,500
	61号俸から64号俸まで	3,600
	65号俸から68号俸まで	3,700
	69号俸から72号俸まで	3,800
	73号俸から76号俸まで	3,900
	77号俸から80号俸まで	4,000
	81号俸から84号俸まで	4,100
	85号俸から88号俸まで	4,100
	89号俸から92号俸まで	4,200
	93号俸から96号俸まで	4,300
	97号俸から100号俸まで	4,400

	101号俸から104号俸まで	4,400
	105号俸から108号俸まで	4,500
	109号俸から112号俸まで	4,500
	113号俸から116号俸まで	4,600
	117号俸から120号俸まで	4,700
	121号俸から124号俸まで	4,700
	125号俸	4,800
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員		3,200

(長野市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第2条 長野市立学校職員の通勤手当に関する規則（平成22年長野市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第12条の4第3項」を「第12条の4第2項」に改める。

第5条を削り、第4条の2を第5条とする。

第8条各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第12条の4第2項に規定する教育委員会が定める学校職員は、次に掲げる場合について、新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められる学校職員とする。

第9条第1項中「第12条の4第3項」を「第12条の4第2項」に改める。

第11条第1項中「第3項各号に掲げる」を「第3項に規定する」に、「当該各号」を「同項」に改め、「この条及び第13条において」を削り、同条第3項中「次の各号に掲げる通勤手当」を「1箇月当たりの運賃等相当額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）（条例第12条の4第1項第3号ただし書の規定により、同項第2号に定める額が支給される学校職員に係るものを除く。）及び同号に定める額（同項第3号ただし書の規定により、同項第1号に定める額が支給される学校職員に係るものを除く。）をその支給単位期間（同号に規定する支給単位期間をいう。）の月数で除して得た額の合計額（次条第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当」に、「当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間」を「その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間」に改め、同項各号を削る。

第12条第2項中「交通機関等に係る通勤手当に係る」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、

その者の利用する全ての交通機関等)につき、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

(2) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合 15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額及び教育委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

第12条第3項中「から」を「から教育委員会の定めるところにより」に改める。

第14条及び第15条を削り、第16条を第14条とする。

(長野市立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第3条 長野市立学校職員の単身赴任手当に関する規則(平成27年長野市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「が疾病」を「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が疾病」に改める。

第3条中「ただし書」を「ただし書並びに第2項」に改める。

第4条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「第5号」を「第4号」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2号」を「第1号」に、「第1号ア又はイに掲げる事由の発生」を「新たに給料表の適用を受ける学校職員となったこと」に、「と、」を「と、「第2条」とあるのを「前項」と、」に、「事由の発生」を「適用」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号を同条第7号とし、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第12条の9第2項に規定する教育委員会が定めるやむを得ない事情は、第2条に規定するやむを得ない事情とする。

(長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第4条 長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(平成21年長野市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「定年前再任用短時間勤務学校職員」を「次号及び第3号に掲げる学校職員」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける学校職員 100分の262.5

(長野市立学校職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第5条 長野市立学校職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(令和5年長野市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第10項及び第12項」を「第7項及び第9項」に改める。

附則第4項中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改め、「附則第7項第1号において同じ。」を削る。

附則第6項中「次項及び附則第12項」を「附則第9項」に、「第12条第1項及び第3項」を「第11条及び第12条の4」に改める。

附則第7項の前の見出し及び同項から附則第9項までを削る。

附則第10項中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に、「附則第12項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第11項中「、法」を「、地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に改め、同項を附則第8項とし、附則第12項を附則第9項とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
(切替日における昇格又は降格の特例)
- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）に昇格又は降格した学校職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を切替日の前日に受けていたものとみなして長野市立学校職員の給与に関する規則第4条の5又は第4条の7の規定を適用する。
(補則)
- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

長野市立学校職員の給与に関する規則 新旧対照表【第1条関係】

改正後	改正前																																
<p>○長野市立学校職員の給与に関する規則 昭和41年10月16日長野市教育委員会規則第6号 <u>(管理職員特別勤務手当の額等)</u></p> <p><u>第10条 条例第14条の7第2項の教育委員会が定める勤務は、同条第1項第1号に掲げる勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</u></p> <p><u>第11条 条例第14条の7第2項第1号に規定する教育委員会が定める額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 次号に掲げる学校職員以外の管理監督学校職員（条例第10条第1項の規定による給料の特別調整額の支給を受ける学校職員をいう。以下同じ。） 次の表の区分欄に掲げる第9条の2の規定により定める区分に応じ、同表の管理職員特別勤務手当の額欄に定める額</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">管理職員特別勤務手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1種</td> <td style="text-align: right;">8,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2種又は3種</td> <td style="text-align: right;">6,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4種又は5種</td> <td style="text-align: right;">4,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2) 定年前再任用短時間勤務学校職員である管理監督学校職員 次の表の区分欄に掲げる第9条の2の規定により定める区分に応じ、同表の管理職員特別勤務手当の額欄に定める額</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">管理職員特別勤務手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1種</td> <td style="text-align: right;">7,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2種又は3種</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4種又は5種</td> <td style="text-align: right;">3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(3) 任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された学校職員 次に掲げる当該学校職員が受ける号俸又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>ア 2号俸から7号俸まで又は任期付職員条例第7条第3項の規定によ</u></p>	区分	管理職員特別勤務手当の額	1種	8,000円	2種又は3種	6,000円	4種又は5種	4,000円	区分	管理職員特別勤務手当の額	1種	7,000円	2種又は3種	5,000円	4種又は5種	3,000円	<p>○長野市立学校職員の給与に関する規則 昭和41年10月16日長野市教育委員会規則第6号 <u>第10条及び第11条 削除</u></p> <p><u>(管理職員特別勤務手当の額等)</u></p> <p><u>第12条 条例第14条の7第2項第1号に規定する教育委員会が定める額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 次号に掲げる学校職員以外の管理監督学校職員（条例第10条第1項の規定による給料の特別調整額の支給を受ける学校職員をいう。以下同じ。） 次の表の区分欄に掲げる第9条の2の規定により定める区分に応じ、同表の管理職員特別勤務手当の額欄に定める額</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">管理職員特別勤務手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1種</td> <td style="text-align: right;">8,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2種又は3種</td> <td style="text-align: right;">6,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4種又は5種</td> <td style="text-align: right;">4,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2) 定年前再任用短時間勤務学校職員である管理監督学校職員 次の表の区分欄に掲げる第9条の2の規定により定める区分に応じ、同表の管理職員特別勤務手当の額欄に定める額</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">管理職員特別勤務手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1種</td> <td style="text-align: right;">7,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2種又は3種</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4種又は5種</td> <td style="text-align: right;">3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(3) 任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された学校職員 次に掲げる当該学校職員が受ける号俸又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>ア 2号俸から7号俸まで又は任期付職員条例第7条第3項の規定によ</u></p>	区分	管理職員特別勤務手当の額	1種	8,000円	2種又は3種	6,000円	4種又は5種	4,000円	区分	管理職員特別勤務手当の額	1種	7,000円	2種又は3種	5,000円	4種又は5種	3,000円
区分	管理職員特別勤務手当の額																																
1種	8,000円																																
2種又は3種	6,000円																																
4種又は5種	4,000円																																
区分	管理職員特別勤務手当の額																																
1種	7,000円																																
2種又は3種	5,000円																																
4種又は5種	3,000円																																
区分	管理職員特別勤務手当の額																																
1種	8,000円																																
2種又は3種	6,000円																																
4種又は5種	4,000円																																
区分	管理職員特別勤務手当の額																																
1種	7,000円																																
2種又は3種	5,000円																																
4種又は5種	3,000円																																

改正後	改正前																
<p>り決定される給料月額 8,000円 イ 1号俸 6,000円 (削除)</p>	<p>り決定される給料月額 8,000円 イ 1号俸 6,000円 2 条例第14条の7第2項第1号に規定する教育委員会が定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p>																
<p>2 条例第14条の7第2項第2号に規定する教育委員会が定める額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>3 条例第14条の7第2項第2号に規定する教育委員会が定める額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>																
<p>(1) 次号に掲げる学校職員以外の管理監督学校職員 次の表の区分欄に掲げる第9条の2の規定により定める区分に応じ、同表の管理職員特別勤務手当の額欄に定める額</p>	<p>(1) 次号に掲げる学校職員以外の管理監督学校職員 次の表の区分欄に掲げる第9条の2の規定により定める区分に応じ、同表の管理職員特別勤務手当の額欄に定める額</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>管理職員特別勤務手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1種</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>2種又は3種</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>4種又は5種</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	管理職員特別勤務手当の額	1種	4,000円	2種又は3種	3,000円	4種又は5種	2,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>管理職員特別勤務手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1種</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>2種又は3種</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>4種又は5種</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	管理職員特別勤務手当の額	1種	4,000円	2種又は3種	3,000円	4種又は5種	2,000円
区分	管理職員特別勤務手当の額																
1種	4,000円																
2種又は3種	3,000円																
4種又は5種	2,000円																
区分	管理職員特別勤務手当の額																
1種	4,000円																
2種又は3種	3,000円																
4種又は5種	2,000円																
<p>(2) 定年前再任用短時間勤務学校職員である管理監督学校職員 次の表の区分欄に掲げる第9条の2の規定により定める区分に応じ、同表の管理職員特別勤務手当の額欄に定める額</p>	<p>(2) 定年前再任用短時間勤務学校職員である管理監督学校職員 次の表の区分欄に掲げる第9条の2の規定により定める区分に応じ、同表の管理職員特別勤務手当の額欄に定める額</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>管理職員特別勤務手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1種</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>2種又は3種</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>4種又は5種</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	管理職員特別勤務手当の額	1種	3,500円	2種又は3種	2,500円	4種又は5種	1,500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>管理職員特別勤務手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1種</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>2種又は3種</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>4種又は5種</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	管理職員特別勤務手当の額	1種	3,500円	2種又は3種	2,500円	4種又は5種	1,500円
区分	管理職員特別勤務手当の額																
1種	3,500円																
2種又は3種	2,500円																
4種又は5種	1,500円																
区分	管理職員特別勤務手当の額																
1種	3,500円																
2種又は3種	2,500円																
4種又は5種	1,500円																
<p>(削除)</p>	<p>4 条例第14条の7第1項第1号に掲げる勤務をした後、引き続いて同項第2号に掲げる勤務をした管理監督学校職員には、その引き続く勤務に係る管理職員特別勤務手当を支給しない。</p>																
<p>第12条 次に掲げる場合には、条例第14条の7第1項第2号に掲げる勤務に係る管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、学校職員がした同号の勤務は、同項第1号に掲げる勤務とみなす。 (1) 条例第14条の7第1項第1号に掲げる勤務をした後、引き続いて同項</p>	<p>(新設)</p>																

改正後	改正前												
<p><u>第2号に掲げる勤務をした場合</u> <u>(2) 条例第14条の7第1項第2号に掲げる勤務をした後、引き続いて同項第1号に掲げる勤務をした場合</u> (へき地学校等の指定)</p> <p>第12条の2 条例第14条の7の2第1項の規定により教育委員会が指定するへき地学校及びこれに準ずる学校は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="174 440 1066 628"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>へき地学校</td> <td>長野市立大岡小学校 長野市立大岡中学校</td> </tr> <tr> <td>へき地学校に準ずる学校</td> <td>長野市立鬼無里小学校 長野市立鬼無里中学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>(へき地手当の額)</p> <p>第12条の3 へき地学校及びこれに準ずる学校に勤務する学校職員に支給するへき地手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に、へき地学校に勤務する学校職員にあつては<u>100分の8</u>を、へき地学校に準ずる学校に勤務する学校職員にあつては<u>100分の4</u>を乗じて得た額とする。</p> <p><u>(義務教育等教員特別手当の額)</u></p> <p><u>第12条の4 条例第14条の8第2項の規定により教育委員会が定める義務教育等教員特別手当の月額は、当該学校職員の属する職務の級及び当該学校職員の受ける号俸に対応する別表第8に掲げる額(定年前再任用短時間勤務学校職員にあつては、職務の級に対応する同表に掲げる額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務学校職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。</u></p> <p>(長野市一般職の職員の退職手当に関する条例等の規定の適用についての技術的読替え)</p>	区分	学校	へき地学校	長野市立大岡小学校 長野市立大岡中学校	へき地学校に準ずる学校	長野市立鬼無里小学校 長野市立鬼無里中学校	<p>(へき地学校等の指定)</p> <p>第12条の2 条例第14条の7の2第1項の規定により教育委員会が指定するへき地学校及びこれに準ずる学校は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1178 440 2069 628"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>へき地学校</td> <td>長野市立大岡小学校 長野市立大岡中学校</td> </tr> <tr> <td>へき地学校に準ずる学校</td> <td>長野市立鬼無里小学校 長野市立鬼無里中学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>(へき地手当の額)</p> <p>第12条の3 へき地学校及びこれに準ずる学校に勤務する学校職員に支給するへき地手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に、へき地学校に勤務する学校職員にあつては<u>100分の2.7</u>を、へき地学校に準ずる学校に勤務する学校職員にあつては<u>100分の2.2</u>を乗じて得た額とする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(長野市一般職の職員の退職手当に関する条例等の規定の適用についての技術的読替え)</p>	区分	学校	へき地学校	長野市立大岡小学校 長野市立大岡中学校	へき地学校に準ずる学校	長野市立鬼無里小学校 長野市立鬼無里中学校
区分	学校												
へき地学校	長野市立大岡小学校 長野市立大岡中学校												
へき地学校に準ずる学校	長野市立鬼無里小学校 長野市立鬼無里中学校												
区分	学校												
へき地学校	長野市立大岡小学校 長野市立大岡中学校												
へき地学校に準ずる学校	長野市立鬼無里小学校 長野市立鬼無里中学校												
<p><u>第12条の5</u> 2 略</p>	<p><u>第12条の4</u> 略 2 略</p>												

改正後	改正前								
<p>附 則 1～7 略 (条例附則第19項の規定を受ける学校職員の管理職員特別勤務手当の支給額)</p> <p>8 条例附則第19項の規定の適用を受ける学校職員に対する<u>第11条</u>の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号及び<u>第2項第1号</u>中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。</p> <p><u>(条例附則第19項の規定の適用を受ける学校職員の義務教育等教員特別手当の支給額)</u></p>	<p>附 則 1～7 略 (条例附則第19項の規定の適用を受ける学校職員の管理職員特別勤務手当の支給額)</p> <p>8 条例附則第19項の規定の適用を受ける学校職員に対する<u>第12条第1項及び第3項</u>の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号及び<u>同条第3項第1号</u>中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。</p> <p><u>(新設)</u></p>								
<p><u>9 条例附則第19項の規定の適用を受ける学校職員に対する第12条の4の規定の適用については、当分の間、同条中「別表第8に掲げる額」とあるのは、「別表第8に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。</u></p>									
<p>別表第1 略</p>	<p>別表第1 略</p>								
<p><u>別表第2（第3条の2関係）</u></p>	<p><u>別表第2（第3条の2関係）</u></p>								
<p style="text-align: center;"><u>学校職員経験年数換算表</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"><u>経歴</u></th> <th style="width: 70%;"><u>換算率</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1 国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、外国政府若しくは民間における企業体、団体等の職員等としての期間</u></td> <td><u>(1) 学校職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）</u> 100分の100</td> </tr> </tbody> </table>	<u>経歴</u>	<u>換算率</u>	<u>1 国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、外国政府若しくは民間における企業体、団体等の職員等としての期間</u>	<u>(1) 学校職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）</u> 100分の100	<p style="text-align: center;"><u>学校職員経験年数換算表</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"><u>経歴</u></th> <th style="width: 70%;"><u>換算率</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1 国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体若しくは外国政府の職員としての期間</u></td> <td><u>(1) 学校職員の職務とその職種が類似する職務に従事した期間</u> 100分の100以下</td> </tr> </tbody> </table>	<u>経歴</u>	<u>換算率</u>	<u>1 国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体若しくは外国政府の職員としての期間</u>	<u>(1) 学校職員の職務とその職種が類似する職務に従事した期間</u> 100分の100以下
<u>経歴</u>	<u>換算率</u>								
<u>1 国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、外国政府若しくは民間における企業体、団体等の職員等としての期間</u>	<u>(1) 学校職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）</u> 100分の100								
<u>経歴</u>	<u>換算率</u>								
<u>1 国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体若しくは外国政府の職員としての期間</u>	<u>(1) 学校職員の職務とその職種が類似する職務に従事した期間</u> 100分の100以下								

改正後			改正前		
	(2) その他の期間	100分の100以下		(2) その他の期間	100分の80以下
(削除)			2 民間経歴の期間	(1) 学校職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100分の100以下
				(2) その他の期間	100分の80以下
2 正規の在学期間（定められた修業年限）		100分の100以下	3 正規の在学期間（定められた修業年限）		100分の100以下
3 その他の期間	(1) 学校職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる期間	100分の100以下	4 その他の期間	(1) 学校職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる期間	100分の100以下
	(2) その他の期間	100分の50以下		(2) その他の期間	100分の50以下

別表第3 略

別表第4（第4条の5関係）

昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1

別表第3 略

別表第4（第4条の5関係）

昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1

改正後				改正前			
<u>9</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>9</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>10</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>10</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>11</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>11</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>12</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>12</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>13</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>13</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>14</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>14</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>15</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>15</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>16</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>16</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>17</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>17</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>18</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>18</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>19</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>19</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>20</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>20</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>21</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>21</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>22</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>22</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>23</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>23</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>24</u>	<u>4</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>24</u>	<u>4</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>25</u>	<u>5</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>25</u>	<u>5</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>26</u>	<u>6</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>26</u>	<u>6</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>27</u>	<u>7</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>27</u>	<u>7</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>28</u>	<u>8</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>28</u>	<u>8</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>29</u>	<u>9</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>29</u>	<u>9</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>30</u>	<u>10</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>30</u>	<u>10</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>31</u>	<u>11</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>31</u>	<u>11</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>32</u>	<u>12</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>32</u>	<u>12</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>33</u>	<u>13</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>33</u>	<u>13</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>34</u>	<u>14</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>34</u>	<u>14</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>35</u>	<u>15</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>35</u>	<u>15</u>	<u>1</u>	<u>1</u>

改正後				改正前			
<u>36</u>	<u>16</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>36</u>	<u>16</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>37</u>	<u>17</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>37</u>	<u>17</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>38</u>	<u>18</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>38</u>	<u>18</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>39</u>	<u>19</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>39</u>	<u>19</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>40</u>	<u>20</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>40</u>	<u>20</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>41</u>	<u>21</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>41</u>	<u>21</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>42</u>	<u>22</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>42</u>	<u>22</u>	<u>1</u>	<u>2</u>
<u>43</u>	<u>23</u>	<u>1</u>	<u>3</u>	<u>43</u>	<u>23</u>	<u>1</u>	<u>3</u>
<u>44</u>	<u>24</u>	<u>1</u>	<u>4</u>	<u>44</u>	<u>24</u>	<u>1</u>	<u>4</u>
<u>45</u>	<u>25</u>	<u>1</u>	<u>5</u>	<u>45</u>	<u>25</u>	<u>1</u>	<u>5</u>
<u>46</u>	<u>25</u>	<u>1</u>	<u>6</u>	<u>46</u>	<u>25</u>	<u>1</u>	<u>6</u>
<u>47</u>	<u>26</u>	<u>1</u>	<u>7</u>	<u>47</u>	<u>26</u>	<u>1</u>	<u>7</u>
<u>48</u>	<u>26</u>	<u>1</u>	<u>8</u>	<u>48</u>	<u>26</u>	<u>1</u>	<u>8</u>
<u>49</u>	<u>27</u>	<u>1</u>	<u>9</u>	<u>49</u>	<u>27</u>	<u>1</u>	<u>9</u>
<u>50</u>	<u>27</u>	<u>1</u>	<u>9</u>	<u>50</u>	<u>27</u>	<u>1</u>	<u>10</u>
<u>51</u>	<u>28</u>	<u>1</u>	<u>10</u>	<u>51</u>	<u>28</u>	<u>1</u>	<u>11</u>
<u>52</u>	<u>28</u>	<u>1</u>	<u>10</u>	<u>52</u>	<u>28</u>	<u>1</u>	<u>12</u>
<u>53</u>	<u>29</u>	<u>1</u>	<u>11</u>	<u>53</u>	<u>29</u>	<u>1</u>	<u>13</u>
<u>54</u>	<u>29</u>	<u>1</u>	<u>11</u>	<u>54</u>	<u>29</u>	<u>2</u>	<u>14</u>
<u>55</u>	<u>30</u>	<u>1</u>	<u>12</u>	<u>55</u>	<u>30</u>	<u>3</u>	<u>15</u>
<u>56</u>	<u>30</u>	<u>1</u>	<u>12</u>	<u>56</u>	<u>30</u>	<u>4</u>	<u>16</u>
<u>57</u>	<u>31</u>	<u>1</u>	<u>13</u>	<u>57</u>	<u>31</u>	<u>5</u>	<u>17</u>
<u>58</u>	<u>31</u>	<u>1</u>	<u>13</u>	<u>58</u>	<u>31</u>	<u>6</u>	<u>18</u>
<u>59</u>	<u>32</u>	<u>1</u>	<u>14</u>	<u>59</u>	<u>32</u>	<u>7</u>	<u>19</u>
<u>60</u>	<u>32</u>	<u>1</u>	<u>14</u>	<u>60</u>	<u>32</u>	<u>8</u>	<u>20</u>
<u>61</u>	<u>33</u>	<u>1</u>	<u>15</u>	<u>61</u>	<u>33</u>	<u>9</u>	<u>21</u>
<u>62</u>	<u>33</u>	<u>1</u>		<u>62</u>	<u>33</u>	<u>10</u>	<u>22</u>

改正後				改正前			
<u>63</u>	<u>34</u>	<u>1</u>		<u>63</u>	<u>34</u>	<u>11</u>	<u>23</u>
<u>64</u>	<u>34</u>	<u>1</u>		<u>64</u>	<u>34</u>	<u>12</u>	<u>24</u>
<u>65</u>	<u>35</u>	<u>1</u>		<u>65</u>	<u>35</u>	<u>13</u>	<u>25</u>
<u>66</u>	<u>35</u>	<u>1</u>		<u>66</u>	<u>35</u>	<u>14</u>	<u>25</u>
<u>67</u>	<u>36</u>	<u>1</u>		<u>67</u>	<u>36</u>	<u>15</u>	<u>26</u>
<u>68</u>	<u>36</u>	<u>1</u>		<u>68</u>	<u>36</u>	<u>16</u>	<u>26</u>
<u>69</u>	<u>37</u>	<u>1</u>		<u>69</u>	<u>37</u>	<u>17</u>	<u>27</u>
<u>70</u>	<u>37</u>	<u>1</u>		<u>70</u>	<u>37</u>	<u>18</u>	<u>27</u>
<u>71</u>	<u>38</u>	<u>1</u>		<u>71</u>	<u>38</u>	<u>19</u>	<u>28</u>
<u>72</u>	<u>38</u>	<u>1</u>		<u>72</u>	<u>38</u>	<u>20</u>	<u>28</u>
<u>73</u>	<u>39</u>	<u>1</u>		<u>73</u>	<u>39</u>	<u>21</u>	<u>29</u>
<u>74</u>	<u>39</u>	<u>2</u>		<u>74</u>	<u>39</u>	<u>22</u>	<u>29</u>
<u>75</u>	<u>40</u>	<u>3</u>		<u>75</u>	<u>40</u>	<u>23</u>	<u>30</u>
<u>76</u>	<u>40</u>	<u>4</u>		<u>76</u>	<u>40</u>	<u>24</u>	<u>30</u>
<u>77</u>	<u>41</u>	<u>5</u>		<u>77</u>	<u>41</u>	<u>25</u>	<u>31</u>
<u>78</u>	<u>41</u>	<u>6</u>		<u>78</u>	<u>41</u>	<u>26</u>	
<u>79</u>	<u>42</u>	<u>7</u>		<u>79</u>	<u>42</u>	<u>27</u>	
<u>80</u>	<u>42</u>	<u>8</u>		<u>80</u>	<u>42</u>	<u>28</u>	
<u>81</u>	<u>43</u>	<u>9</u>		<u>81</u>	<u>43</u>	<u>29</u>	
<u>82</u>	<u>43</u>	<u>10</u>		<u>82</u>	<u>43</u>	<u>30</u>	
<u>83</u>	<u>44</u>	<u>11</u>		<u>83</u>	<u>44</u>	<u>31</u>	
<u>84</u>	<u>44</u>	<u>12</u>		<u>84</u>	<u>44</u>	<u>32</u>	
<u>85</u>	<u>45</u>	<u>13</u>		<u>85</u>	<u>45</u>	<u>33</u>	
<u>86</u>	<u>45</u>	<u>14</u>		<u>86</u>	<u>45</u>	<u>34</u>	
<u>87</u>	<u>46</u>	<u>15</u>		<u>87</u>	<u>46</u>	<u>35</u>	
<u>88</u>	<u>46</u>	<u>16</u>		<u>88</u>	<u>46</u>	<u>36</u>	
<u>89</u>	<u>47</u>	<u>17</u>		<u>89</u>	<u>47</u>	<u>37</u>	

改正後			改正前		
<u>90</u>	<u>47</u>	<u>18</u>	<u>90</u>	<u>47</u>	<u>38</u>
<u>91</u>	<u>48</u>	<u>19</u>	<u>91</u>	<u>48</u>	<u>39</u>
<u>92</u>	<u>48</u>	<u>20</u>	<u>92</u>	<u>48</u>	<u>40</u>
<u>93</u>	<u>49</u>	<u>21</u>	<u>93</u>	<u>49</u>	<u>41</u>
<u>94</u>	<u>49</u>	<u>22</u>	<u>94</u>	<u>49</u>	<u>42</u>
<u>95</u>	<u>50</u>	<u>23</u>	<u>95</u>	<u>50</u>	<u>43</u>
<u>96</u>	<u>50</u>	<u>24</u>	<u>96</u>	<u>50</u>	<u>44</u>
<u>97</u>	<u>51</u>	<u>25</u>	<u>97</u>	<u>51</u>	<u>45</u>
<u>98</u>	<u>51</u>	<u>26</u>	<u>98</u>	<u>51</u>	<u>45</u>
<u>99</u>	<u>52</u>	<u>27</u>	<u>99</u>	<u>52</u>	<u>46</u>
<u>100</u>	<u>52</u>	<u>28</u>	<u>100</u>	<u>52</u>	<u>46</u>
<u>101</u>	<u>53</u>	<u>29</u>	<u>101</u>	<u>53</u>	<u>47</u>
<u>102</u>	<u>53</u>	<u>30</u>	<u>102</u>	<u>53</u>	<u>47</u>
<u>103</u>	<u>54</u>	<u>31</u>	<u>103</u>	<u>54</u>	<u>48</u>
<u>104</u>	<u>54</u>	<u>32</u>	<u>104</u>	<u>54</u>	<u>48</u>
<u>105</u>	<u>55</u>	<u>33</u>	<u>105</u>	<u>55</u>	<u>49</u>
<u>106</u>	<u>55</u>	<u>34</u>	<u>106</u>	<u>55</u>	<u>50</u>
<u>107</u>	<u>56</u>	<u>35</u>	<u>107</u>	<u>56</u>	<u>51</u>
<u>108</u>	<u>56</u>	<u>36</u>	<u>108</u>	<u>56</u>	<u>52</u>
<u>109</u>	<u>57</u>	<u>37</u>	<u>109</u>	<u>57</u>	<u>53</u>
<u>110</u>	<u>57</u>	<u>37</u>	<u>110</u>	<u>57</u>	<u>53</u>
<u>111</u>	<u>57</u>	<u>38</u>	<u>111</u>	<u>57</u>	<u>54</u>
<u>112</u>	<u>57</u>	<u>38</u>	<u>112</u>	<u>57</u>	<u>54</u>
<u>113</u>	<u>58</u>	<u>39</u>	<u>113</u>	<u>58</u>	<u>55</u>
<u>114</u>	<u>58</u>	<u>39</u>	<u>114</u>	<u>58</u>	<u>55</u>
<u>115</u>	<u>58</u>	<u>40</u>	<u>115</u>	<u>58</u>	<u>56</u>
<u>116</u>	<u>58</u>	<u>40</u>	<u>116</u>	<u>58</u>	<u>56</u>

改正後				改正前			
<u>117</u>	<u>59</u>	<u>41</u>		<u>117</u>	<u>59</u>	<u>57</u>	
<u>118</u>	<u>59</u>	<u>41</u>		<u>118</u>	<u>59</u>	<u>57</u>	
<u>119</u>	<u>59</u>	<u>41</u>		<u>119</u>	<u>59</u>	<u>57</u>	
<u>120</u>	<u>59</u>	<u>41</u>		<u>120</u>	<u>59</u>	<u>57</u>	
<u>121</u>	<u>60</u>	<u>41</u>		<u>121</u>	<u>60</u>	<u>57</u>	
<u>122</u>	<u>60</u>	<u>41</u>		<u>122</u>	<u>60</u>	<u>57</u>	
<u>123</u>	<u>60</u>	<u>41</u>		<u>123</u>	<u>60</u>	<u>57</u>	
<u>124</u>	<u>60</u>	<u>41</u>		<u>124</u>	<u>60</u>	<u>58</u>	
<u>125</u>	<u>61</u>	<u>41</u>		<u>125</u>	<u>61</u>	<u>58</u>	
<u>126</u>	<u>61</u>	<u>41</u>		<u>126</u>	<u>61</u>	<u>58</u>	
<u>127</u>	<u>61</u>	<u>41</u>		<u>127</u>	<u>61</u>	<u>58</u>	
<u>128</u>	<u>61</u>	<u>42</u>		<u>128</u>	<u>61</u>	<u>58</u>	
<u>129</u>	<u>61</u>	<u>42</u>		<u>129</u>	<u>61</u>	<u>58</u>	
<u>130</u>	<u>61</u>	<u>42</u>		<u>130</u>	<u>61</u>	<u>58</u>	
<u>131</u>	<u>62</u>	<u>42</u>		<u>131</u>	<u>62</u>	<u>59</u>	
<u>132</u>	<u>62</u>	<u>42</u>		<u>132</u>	<u>62</u>	<u>59</u>	
<u>133</u>	<u>62</u>	<u>42</u>		<u>133</u>	<u>62</u>	<u>59</u>	
<u>134</u>	<u>62</u>	<u>42</u>		<u>134</u>	<u>62</u>	<u>59</u>	
<u>135</u>	<u>62</u>	<u>42</u>		<u>135</u>	<u>62</u>	<u>59</u>	
<u>136</u>	<u>62</u>	<u>42</u>		<u>136</u>	<u>62</u>	<u>59</u>	
<u>137</u>	<u>63</u>	<u>42</u>		<u>137</u>	<u>63</u>	<u>59</u>	
<u>138</u>	<u>63</u>	<u>42</u>		<u>138</u>	<u>63</u>	<u>59</u>	
<u>139</u>	<u>63</u>	<u>43</u>		<u>139</u>	<u>63</u>	<u>59</u>	
<u>140</u>	<u>63</u>	<u>43</u>		<u>140</u>	<u>63</u>	<u>59</u>	
<u>141</u>	<u>63</u>	<u>43</u>		<u>141</u>	<u>63</u>	<u>59</u>	
<u>142</u>	<u>63</u>	<u>43</u>		<u>142</u>	<u>63</u>	<u>59</u>	
<u>143</u>	<u>64</u>	<u>43</u>		<u>143</u>	<u>64</u>	<u>60</u>	

改正後				改正前			
<u>144</u>	<u>64</u>	<u>44</u>		<u>144</u>	<u>64</u>	<u>60</u>	
<u>145</u>	<u>64</u>	<u>44</u>		<u>145</u>	<u>64</u>	<u>60</u>	
<u>146</u>	<u>64</u>			<u>146</u>	<u>64</u>		
<u>147</u>	<u>64</u>			<u>147</u>	<u>64</u>		
<u>148</u>	<u>64</u>			<u>148</u>	<u>64</u>		
<u>149</u>	<u>65</u>			<u>149</u>	<u>65</u>		
<u>150</u>	<u>65</u>			<u>150</u>	<u>65</u>		
<u>151</u>	<u>66</u>			<u>151</u>	<u>66</u>		
<u>152</u>	<u>66</u>			<u>152</u>	<u>66</u>		
<u>153</u>	<u>67</u>			<u>153</u>	<u>67</u>		

備考 この表の昇格後の号俸欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第8（第12条の4関係）

義務教育等教員特別手当表

ア 学校職員給料表(1)の適用を受ける学校職員

<u>職員の</u>	<u>職務の級</u>	<u>1級</u>	<u>2級</u>	<u>3級</u>	<u>4級</u>
<u>区分</u>	<u>号俸</u>				
		<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>
	<u>1号俸から4号俸まで</u>	<u>2,000</u>	<u>2,500</u>	<u>5,700</u>	<u>7,400</u>
	<u>5号俸から8号俸まで</u>	<u>2,000</u>	<u>2,600</u>	<u>5,900</u>	<u>7,500</u>
	<u>9号俸から12号俸まで</u>	<u>2,100</u>	<u>2,800</u>	<u>6,000</u>	<u>7,600</u>
	<u>13号俸から16号俸まで</u>	<u>2,200</u>	<u>2,900</u>	<u>6,100</u>	<u>7,700</u>
	<u>17号俸から20号俸まで</u>	<u>2,300</u>	<u>3,000</u>	<u>6,300</u>	<u>7,900</u>
	<u>21号俸から24号俸まで</u>	<u>2,400</u>	<u>3,200</u>	<u>6,400</u>	<u>8,000</u>
	<u>25号俸から28号俸まで</u>	<u>2,600</u>	<u>3,300</u>	<u>6,600</u>	
	<u>29号俸から32号俸まで</u>	<u>2,700</u>	<u>3,500</u>	<u>6,800</u>	
	<u>33号俸から36号俸まで</u>	<u>2,800</u>	<u>3,700</u>	<u>6,900</u>	
	<u>37号俸から40号俸まで</u>	<u>2,900</u>	<u>3,800</u>	<u>7,000</u>	

備考 この表の昇格後の号俸欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

(新設)

改正後					改正前				
定年前									
再任用	41号俸から44号俸まで	3,100	4,100	7,100					
短時間	45号俸から48号俸まで	3,200	4,300	7,200					
勤務学	49号俸から52号俸まで	3,300	4,500	7,300					
校職員	53号俸から56号俸まで	3,400	4,800	7,400					
以外の職員	57号俸から60号俸まで	3,500	4,900	7,500					
	61号俸から64号俸まで	3,600	5,100	7,500					
	65号俸から68号俸まで	3,700	5,300						
	69号俸から72号俸まで	3,800	5,400						
	73号俸から76号俸まで	3,900	5,500						
	77号俸から80号俸まで	4,000	5,600						
	81号俸から84号俸まで	4,100	5,800						
	85号俸から88号俸まで	4,100	5,900						
	89号俸から92号俸まで	4,200	6,100						
	93号俸から96号俸まで	4,300	6,200						
	97号俸から100号俸まで	4,400	6,300						
	101号俸から104号俸まで	4,400	6,400						
	105号俸から108号俸まで	4,500	6,500						
	109号俸から112号俸まで	4,500	6,600						
	113号俸から116号俸まで	4,600	6,700						
	117号俸から120号俸まで	4,700	6,800						
	121号俸から124号俸まで	4,700	6,900						
	125号俸から128号俸まで	4,800	6,900						
	129号俸から132号俸まで	4,900	6,900						
	133号俸から136号俸まで	4,900	7,000						
	137号俸から140号俸まで	4,900	7,100						

改正後	改正前
-----	-----

	<u>141号俸から144号俸まで</u>	<u>5,000</u>	<u>7,100</u>		
	<u>145号俸から148号俸まで</u>	<u>5,100</u>	<u>7,100</u>		
	<u>149号俸から152号俸まで</u>	<u>5,100</u>			
	<u>153号俸</u>	<u>5,100</u>			
<u>定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員</u>		<u>3,200</u>	<u>3,800</u>	<u>5,100</u>	<u>6,400</u>

イ 学校職員給料表(2)の適用を受ける学校職員

<u>職員の 区分</u>	<u>職務の級 号俸</u>	<u>1級</u>
		<u>円</u>
	<u>1号俸から4号俸まで</u>	<u>2,000</u>
	<u>5号俸から8号俸まで</u>	<u>2,000</u>
	<u>9号俸から12号俸まで</u>	<u>2,100</u>
	<u>13号俸から16号俸まで</u>	<u>2,200</u>
	<u>17号俸から20号俸まで</u>	<u>2,300</u>
	<u>21号俸から24号俸まで</u>	<u>2,400</u>
	<u>25号俸から28号俸まで</u>	<u>2,600</u>
	<u>29号俸から32号俸まで</u>	<u>2,700</u>
	<u>33号俸から36号俸まで</u>	<u>2,800</u>
	<u>37号俸から40号俸まで</u>	<u>2,900</u>
<u>定年前</u>		
<u>再任用</u>	<u>41号俸から44号俸まで</u>	<u>3,100</u>
<u>短時間</u>	<u>45号俸から48号俸まで</u>	<u>3,200</u>
<u>勤務学</u>	<u>49号俸から52号俸まで</u>	<u>3,300</u>
<u>校職員</u>	<u>53号俸から56号俸まで</u>	<u>3,400</u>
<u>以外の 職員</u>	<u>57号俸から60号俸まで</u>	<u>3,500</u>

改正後		改正前
<u>61号俸から64号俸まで</u>	<u>3,600</u>	
<u>65号俸から68号俸まで</u>	<u>3,700</u>	
<u>69号俸から72号俸まで</u>	<u>3,800</u>	
<u>73号俸から76号俸まで</u>	<u>3,900</u>	
<u>77号俸から80号俸まで</u>	<u>4,000</u>	
—		
<u>81号俸から84号俸まで</u>	<u>4,100</u>	
<u>85号俸から88号俸まで</u>	<u>4,100</u>	
<u>89号俸から92号俸まで</u>	<u>4,200</u>	
<u>93号俸から96号俸まで</u>	<u>4,300</u>	
<u>97号俸から100号俸まで</u>	<u>4,400</u>	
—		
<u>101号俸から104号俸まで</u>	<u>4,400</u>	
<u>105号俸から108号俸まで</u>	<u>4,500</u>	
<u>109号俸から112号俸まで</u>	<u>4,500</u>	
<u>113号俸から116号俸まで</u>	<u>4,600</u>	
<u>117号俸から120号俸まで</u>	<u>4,700</u>	
—		
<u>121号俸から124号俸まで</u>	<u>4,700</u>	
<u>125号俸から128号俸まで</u>	<u>4,800</u>	
<u>129号俸から132号俸まで</u>		
<u>133号俸から136号俸まで</u>		
<u>137号俸から140号俸まで</u>		
—		
<u>141号俸から144号俸まで</u>		
<u>145号俸から148号俸まで</u>		
<u>149号俸から152号俸まで</u>		
<u>153号俸から156号俸まで</u>		
<u>157号俸</u>		
<u>定年前</u>	—	
<u>再任用</u>		<u>3,200</u>
<u>短時間</u>		

改正後		改正前
勤務学 校職員		

長野市立学校職員の通勤手当に関する規則 新旧対照表【第2条関係】

改正後	改正前
<p>○長野市立学校職員の通勤手当に関する規則 平成22年4月9日長野市教育委員会規則第7号 (支給単位期間)</p> <p>第3条 条例第12条の4第1項第1号に規定する支給単位期間（以下「支給単位期間」という。）とされる同号に規定する教育委員会が定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）若しくは新幹線鉄道等又は駐車場の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、<u>条例第12条の4第2項</u>の規定が適用される場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る定期券の通用期間のうち6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間</p> <p>(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等若しくは新幹線鉄道等又は第6条第3項第3号の教育委員会の定める普通交通機関等 1箇月</p> <p>(3) 駐車場 1箇月</p> <p>2 略 (通勤手当を支給する駐車場)</p> <p><u>第5条</u> 条例第12条の4第1項第4号に規定する教育委員会が定める駐車場（第7条の2において「駐車場」という。）は、次の各号のいずれにも該当する駐車場とする。</p>	<p>○長野市立学校職員の通勤手当に関する規則 平成22年4月9日長野市教育委員会規則第7号 (支給単位期間)</p> <p>第3条 条例第12条の4第1項第1号に規定する支給単位期間（以下「支給単位期間」という。）とされる同号に規定する教育委員会が定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）若しくは新幹線鉄道等又は駐車場の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、<u>条例第12条の4第3項</u>の規定が適用される場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る定期券の通用期間のうち6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間</p> <p>(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等若しくは新幹線鉄道等又は第6条第3項第3号の教育委員会の定める普通交通機関等 1箇月</p> <p>(3) 駐車場 1箇月</p> <p>2 略 (通勤手当を支給する駐車場)</p> <p><u>第4条の2</u> 条例第12条の4第1項第4号に規定する教育委員会が定める駐車場（第7条の2において「駐車場」という。）は、次の各号のいずれにも該当する駐車場とする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 通勤のため常例として利用している駐車場であること。</p> <p>(2) 交通機関等から自動車等へ又は自動車等から交通機関等へ乗り継ぐための駐車場で、その乗継地の周辺にあるもの（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に規定する保管場所を除く。）であること。</p>	<p>(1) 通勤のため常例として利用している駐車場であること。</p> <p>(2) 交通機関等から自動車等へ又は自動車等から交通機関等へ乗り継ぐための駐車場で、その乗継地の周辺にあるもの（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に規定する保管場所を除く。）であること。</p> <p><u>（通勤に利用される交通機関等を考慮して教育委員会が定める学校職員）</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>第5条 条例第12条の4第2項に規定する教育委員会が定める学校職員は、</u></p>
<p>(新幹線鉄道等の利用の基準)</p>	<p><u>通勤に利用される交通機関等を考慮して教育委員会が別に定める学校職員とする。</u></p> <p>(新幹線鉄道等の利用の基準)</p>
<p><u>第8条 条例第12条の4第2項に規定する教育委員会が定める学校職員は、次に掲げる場合について、新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められる学校職員とする。</u></p>	<p><u>第8条 条例第12条の4第3項に規定する教育委員会が定める基準は、次に掲げる場合について、新幹線鉄道等の利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用によりこれに相当するものとして教育委員会が定める通勤事情の改善が認められることとする。</u></p>
<p>(1) 新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上である場合</p> <p>(2) 交通事情等に照らして新幹線鉄道等を利用せずに通勤することが困難であると教育委員会が定める場合</p> <p>(特別料金等の額の算出の基準)</p>	<p>(1) 新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上である場合</p> <p>(2) 交通事情等に照らして新幹線鉄道等を利用せずに通勤することが困難であると教育委員会が定める場合</p> <p>(特別料金等の額の算出の基準)</p>
<p>第9条 条例<u>第12条の4第2項</u>に規定する特別料金等（次項において「特別料金等」という。）の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。</p>	<p>第9条 条例<u>第12条の4第3項</u>に規定する特別料金等（次項において「特別料金等」という。）の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。</p>
<p>2 第6条第2項、第3項（第3号を除く。）及び第4項の規定は、特別料金等の額の算出について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「普通交通機関等」とあるのは、「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。</p> <p>(通勤の届出)</p>	<p>2 第6条第2項、第3項（第3号を除く。）及び第4項の規定は、特別料金等の額の算出について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「普通交通機関等」とあるのは、「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。</p> <p>(通勤の届出)</p>

改正後	改正前
<p>第10条 条例第12条の5第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 学校職員の所属する学校名、住所及び氏名</p> <p>(2) 届出事由及びその発生年月日</p> <p>(3) 通勤経路及び通勤方法</p> <p>(4) 通勤距離及び所要時間</p> <p>(5) 運賃等の片道の額又は定期券の額</p> <p>(6) 学校職員の住所の位置略図 (通勤手当の支給日等)</p>	<p>第10条 条例第12条の5第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 学校職員の所属する学校名、住所及び氏名</p> <p>(2) 届出事由及びその発生年月日</p> <p>(3) 通勤経路及び通勤方法</p> <p>(4) 通勤距離及び所要時間</p> <p>(5) 運賃等の片道の額又は定期券の額</p> <p>(6) 学校職員の住所の位置略図 (通勤手当の支給日等)</p>
<p>第11条 通勤手当は、支給単位期間（<u>第3項に規定する</u>通勤手当に係るものを除く。）又は<u>同項</u>に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の給料の支給定日（長野市立学校職員の給与に関する規則（昭和41年長野市教育委員会規則第6号）第6条の規定により給料を支給する日という。次項において「支給日」という。）に支給する。</p> <p>2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した学校職員には、当該通勤手当をその際支給する。</p> <p>3 条例第12条の6第3項に規定する教育委員会が定める通勤手当は、<u>1箇月当たりの運賃等相当額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）（条例第12条の4第1項第3号ただし書の規定により、同項第2号に定める額が支給される学校職員に係るものを除く。）及び同号に定める額（同項第3号ただし書の規定により、同項第1号に定める額が支給される学校職員に係るものを除く。）をその支給単位期間（同号に規定する支給単位期間をいう。）の月数で除して得た額の合計額（次条第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当</u>とし、同項に規定する教育委員会が定める期間は、<u>その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間</u>とする。</p>	<p>第11条 通勤手当は、支給単位期間（<u>第3項各号に掲げる</u>通勤手当に係るものを除く。）又は<u>当該各号</u>に定める期間（以下<u>この条及び第13条において</u>「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の給料の支給定日（長野市立学校職員の給与に関する規則（昭和41年長野市教育委員会規則第6号）第6条の規定により給料を支給する日という。次項において「支給日」という。）に支給する。</p> <p>2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した学校職員には、当該通勤手当をその際支給する。</p> <p>3 条例第12条の6第3項に規定する教育委員会が定める通勤手当は、<u>次の各号に掲げる通勤手当</u>とし、同項に規定する教育委員会が定める期間は、<u>当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間</u>とする。</p>

改正後	改正前
<p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>(通勤手当の返納の事由及び額等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 条例第12条の7に規定する教育委員会が定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合</u> <u>前項第2号に掲げる事由が生じた場合</u> <u>にあっては当該事由に係る交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等)につき、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合</u> <u>にあってはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻し</u></p>	<p>(1) <u>学校職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして条例第12条の4第1項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く。)</u> <u>において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当</u> <u>その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間</u></p> <p>(2) <u>学校職員が条例第12条の4第1項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合</u> <u>において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当</u> <u>その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間</u></p> <p>(3) <u>学校職員が2以上の交通機関等(自動車等を含む。)</u> <u>を利用するものとして条例第12条の4第3項に定める額の通勤手当を支給される場合</u> <u>において、同条第1項第2号の規定並びに第6条及び第9条に定める基準により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額を支給単位期間の月数で除して得た額の合計額が5万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当</u> <u>その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間</u></p> <p>(通勤手当の返納の事由及び額等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 <u>交通機関等に係る通勤手当に係る</u> 条例第12条の7に規定する教育委員会が定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>1箇月当たりの運賃等相当額等(条例第12条の4第1項第1号に掲げる学校職員にあっては1箇月当たりの運賃等相当額(2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合)にあっては1箇月当たりの運賃等相当額の合計額)、同項第3号に掲げる学校職員にあっては1箇月当たりの運賃等相当額及び同項第2号に定める額の合計額、同条第3項に規定する学校職員にあっては同条第1項第2号の規定</u></p>

改正後	改正前
<p><u>を、事由発生月の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）</u></p> <p><u>(2) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合 15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額及び教育委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）</u></p>	<p><u>並びに第6条及び第9条に定める基準により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額を支給単位期間の月数で除して得た額の合計額をいう。以下この項において同じ。）が5万5,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）につき、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）</u></p> <p><u>(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>ア イに掲げる場合以外の場合 1箇月当たりの運賃等相当額等と5万5,000円との差額の2分の1（当該差額の2分の1が3万円を超えるときは、3万円）を5万5,000円に加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）</u></p> <p><u>イ 前条第3項各号に掲げる通勤手当を支給されている場合 1箇月当たりの運賃等相当額等と5万5,000円との差額の2分の1（当該差額の2分の1が3万円を超えるときは、3万円）を5万5,000円に加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に事由発生月の翌月から同項各号に定める期間に係る最後の月までの</u></p>

改正後	改正前
<p>3 条例第12条の7の規定により学校職員に前項に定める額を返納させる場合には、事由発生月の翌月以降に支給される給与<u>から教育委員会の定めるところにより</u>当該額を差し引くことができる。</p>	<p><u>月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての交通機関等についての払戻金相当額及び教育委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）</u></p> <p>3 条例第12条の7の規定により学校職員に前項に定める額を返納させる場合には、事由発生月の翌月以降に支給される給与<u>から</u>当該額を差し引くことができる。</p>
<p>4 略</p>	<p>4 略 <u>(端数計算)</u></p>
<p><u>削除</u></p>	<p><u>第14条 通勤手当の額を算出する場合において、次に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額をもって当該額とする。</u> <u>(1) 条例第12条の4第1項第1号に規定する当該1箇月当たりの運賃等相当額と5万5,000円との差額の2分の1を5万5,000円に加算した額</u> <u>(2) 条例第12条の4第1項第1号及び第3号に規定する当該合計額と5万5,000円との差額の2分の1を5万5,000円に加算した額</u> <u>(通勤に利用される交通機関等を考慮して教育委員会が定める学校職員の特例)</u></p>
<p><u>削除</u></p> <p>(補則)</p>	<p><u>第15条 第5条に規定する学校職員に対する第11条第3項、第12条第2項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「5万5,000円」とあるのは、「7万円」とする。</u></p> <p>(補則)</p>
<p><u>第14条</u> この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p><u>第16条</u> この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p>

長野市立学校職員の単身赴任手当に関する規則 新旧対照表【第3条関係】

改正後	改正前
<p>○長野市立学校職員の単身赴任手当に関する規則 平成27年3月27日長野市教育委員会規則第8号 (やむを得ない事情)</p>	<p>○長野市立学校職員の単身赴任手当に関する規則 平成27年3月27日長野市教育委員会規則第8号 (やむを得ない事情)</p>
<p>第2条 条例第12条の9第1項に規定する教育委員会が定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。</p>	<p>第2条 条例第12条の9第1項に規定する教育委員会が定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。</p>
<p>(1) 配偶者 <u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u> が疾病等により介護を必要とする状態にある学校職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。</p> <p>(2) 配偶者が学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。</p> <p>(3) 配偶者が引き続き就業すること。</p> <p>(4) 配偶者が学校職員又は配偶者の所有に係る住宅(教育委員会が別に定めるこれに準ずる住宅を含む。)を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。</p> <p>(5) 配偶者が学校職員と同居できないと認められる前各号に類する事情(通勤困難の基準)</p>	<p>(1) 配偶者が <u>が疾病</u>等により介護を必要とする状態にある学校職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。</p> <p>(2) 配偶者が学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。</p> <p>(3) 配偶者が引き続き就業すること。</p> <p>(4) 配偶者が学校職員又は配偶者の所有に係る住宅(教育委員会が別に定めるこれに準ずる住宅を含む。)を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。</p> <p>(5) 配偶者が学校職員と同居できないと認められる前各号に類する事情(通勤困難の基準)</p>
<p>第3条 条例第12条の9第1項本文及び <u>ただし書並びに第2項</u>に規定する教育委員会が定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p>	<p>第3条 条例第12条の9第1項本文及び <u>ただし書</u>に規定する教育委員会が定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p>
<p>(1) 教育委員会が別に定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。</p> <p>(2) 教育委員会が別に定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。 (権衡上必要があると認められる学校職員の範囲等)</p>	<p>(1) 教育委員会が別に定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。</p> <p>(2) 教育委員会が別に定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。 (権衡上必要があると認められる学校職員の範囲等)</p>
<p>第4条 <u>条例第12条の9第2項に規定する教育委員会が定めるやむを得ない事情は、第2条に規定するやむを得ない事情とする。</u></p>	<p><u>(1項新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>2</u> 条例第12条の9第2項に規定する教育委員会が定める学校職員は、次に掲げる学校職員とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(1)</u> 略</p> <p><u>(2)</u> 勤務場所を異にする異動に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情に準じて教育委員会の定める事情(<u>第4号</u>において「教育委員会の定める事情」という。)により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった学校職員(配偶者のない学校職員に限る。)で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後の勤務場所に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該異動の直後の勤務場所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと教育委員会が認めるものを含む。)のうち、単身で生活することを常況とする学校職員</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> <u>第1号</u>から前号までの規定中「勤務場所を異にする異動に伴い」とあるのを「<u>新たに給料表の適用を受ける学校職員となったこと</u>に伴い」と</p>	<p><u>第4条</u> 条例第12条の9第2項に規定する教育委員会が定める学校職員は、次に掲げる学校職員とする。</p> <p><u>(1)</u> <u>次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった学校職員で、当該事由の発生直前の住居から当該事由の発生直後の勤務場所に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする学校職員</u></p> <p><u>ア 国又は他の地方公共団体の学校職員その他教育委員会が定める学校職員等が計画的な人事交流その他教育委員会が定める事由により引き続き条例の適用を受ける学校職員となったこと。</u></p> <p><u>イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用(同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。)をされたこと。</u></p> <p><u>(2)</u> 略</p> <p><u>(3)</u> 勤務場所を異にする異動に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情に準じて教育委員会の定める事情(<u>第5号</u>において「教育委員会の定める事情」という。)により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった学校職員(配偶者のない学校職員に限る。)で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後の勤務場所に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該異動の直後の勤務場所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと教育委員会が認めるものを含む。)のうち、単身で生活することを常況とする学校職員</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> <u>第2号</u>から前号までの規定中「勤務場所を異にする異動に伴い」とあるのを「<u>第1号ア又はイに掲げる事由の発生に伴い</u>」と、「異動」と</p>

改正後	改正前
<p>と、「<u>第2条</u>」とあるのを「<u>前項</u>」と、「異動」とあるのを「<u>適用</u>」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる学校職員たる要件に該当することとなる学校職員</p> <p><u>(7)</u> 略</p>	<p>あるのを「<u>事由の発生</u>」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる学校職員たる要件に該当することとなる学校職員</p> <p><u>(8)</u> 略</p>

長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 新旧対照表【第4条関係】

改正後	改正前
<p>○長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 平成21年11月30日長野市教育委員会規則第6号</p> <p>第12条 成績率は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、教育委員会が別に定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) <u>次号及び第3号に掲げる学校職員</u>以外の学校職員 100分の205</p> <p>(2) 定年前提任用短時間勤務学校職員 100分の97.5</p> <p>(3) <u>任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける学校職員</u> <u>100分の262.5</u></p>	<p>○長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 平成21年11月30日長野市教育委員会規則第6号</p> <p>第12条 成績率は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、教育委員会が別に定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) <u>定年前提任用短時間勤務学校職員</u>以外の学校職員 100分の205</p> <p>(2) 定年前提任用短時間勤務学校職員 100分の97.5</p> <p><u>(新設)</u></p>

長野市立学校職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則 新旧対照表【第5条関係】

改正後	改正前
<p>○長野市立学校職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則</p> <p>附 則（令和5年3月28日教委規則第5号抄） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。 （長野市立学校職員の給与に関する規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>2 略</p> <p>3 暫定再任用短時間勤務学校職員は、長野市立学校職員の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第96号）第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務学校職員（附則第6項、<u>第7項及び第9項</u>において「定年前再任用短時間勤務学校職員」という。）とみなして、改正後の給与規則第9条の3の規定を適用する。</p> <p>4 長野市立学校職員の給与に関する条例第10条の規定により給料の特別調整を行う職を占める地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項（改正法<u>附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項、第6条第1項（改正法<u>附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項の規定により採用された学校職員（次項において「特定暫定再任用学校職員」という。）のうち、当該職に係る改正条例附則第22項に規定する旧定年条例第3条に規定する年齢に達した日がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日以前である学校職員であって、改正後の給与規則第9条の3及び前2項の規定による給料の特別調整額が経過措置基準額（暫定再任用短時間勤務学校職員にあつては、当該経過措置基準額に長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和41年長野市条例第17号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務学校職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で</p>	<p>○長野市立学校職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則</p> <p>附 則（令和5年3月28日教委規則第5号抄） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。 （長野市立学校職員の給与に関する規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>2 略</p> <p>3 暫定再任用短時間勤務学校職員は、長野市立学校職員の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第96号）第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務学校職員（附則第6項、<u>第10項及び第12項</u>において「定年前再任用短時間勤務学校職員」という。）とみなして、改正後の給与規則第9条の3の規定を適用する。</p> <p>4 長野市立学校職員の給与に関する条例第10条の規定により給料の特別調整を行う職を占める地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項（改正法<u>附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。<u>附則第7項第1号において同じ。</u>）、第5条第1項、第6条第1項（改正法<u>附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。<u>附則第7項第1号において同じ。</u>）又は第7条第1項の規定により採用された学校職員（次項において「特定暫定再任用学校職員」という。）のうち、当該職に係る改正条例附則第22項に規定する旧定年条例第3条に規定する年齢に達した日がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日以前である学校職員であつて、改正後の給与規則第9条の3及び前2項の規定による給料の特別調整額が経過措置基準額（暫定再任用短時間勤務学校職員にあつては、当該経過措置基準額に長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和41年長野市条例第17号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任</p>

改正後	改正前
<p>除して得た数を乗じて得た額) に達しないこととなる学校職員には、当該給料の特別調整額のほか、改正後の給与規則第9条の3及び前2項の規定による給料の特別調整額と経過措置基準額との差額に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の特別調整額として支給する。</p>	<p>用短時間勤務学校職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額) に達しないこととなる学校職員には、当該給料の特別調整額のほか、改正後の給与規則第9条の3及び前2項の規定による給料の特別調整額と経過措置基準額との差額に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の特別調整額として支給する。</p>
<p>5 略</p>	<p>5 略</p>
<p>6 改正条例附則第12項に規定する暫定再任用学校職員（<u>附則第9項</u>において「暫定再任用学校職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、改正後の給与規則<u>第11条及び第12条の4</u>の規定を適用する。</p>	<p>6 改正条例附則第12項に規定する暫定再任用学校職員（<u>次項及び附則第12項</u>において「暫定再任用学校職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、改正後の給与規則<u>第12条第1項及び第3項</u>の規定を適用する。</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(長野市立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>7 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、長野市立学校職員の単身赴任手当に関する規則第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった学校職員であって、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後の勤務場所に通勤することが同規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用学校職員は、長野市立学校職員の給与に関する条例第12条の9第2項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会が定める学校職員とする。</u></p>
	<p><u>(1) 改正法附則第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項又は第7条第1項の規定による採用(改正法の規定による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項の規定により退職した日(改正法の規定による改正前の地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は改正法附則第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項若しくは第7条第1項の規定による採</u></p>

改正後	改正前
	<p>用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。</p> <p>(2) <u>改正法附則第4条第2項(改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項において同じ。)、第5条第3項、第6条第2項(改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項において同じ。)</u>又は第7条第3項の規定による採用(地方公務員法(以下この号、次項及び附則第11項において「法」という。)第28条の6第1項の規定により退職した日(法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は改正法附則第4条第2項、第5条第3項、第6条第2項若しくは第7条第3項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。</p>
(削除)	8
	<p><u>改正法附則第4条第2項、第5条第3項、第6条第2項又は第7条第3項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された学校職員に対する第2条の規定による改正後の長野市立学校職員の単身赴任手当に関する規則第4条の規定の適用については、同条第1号イ中「退職した日」とあるのは、「退職した日(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第2項(同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第3項、第6条第2項(同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第3項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。))とする。</u></p>
(削除)	9
<p>(長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)</p>	<p><u>施行日前に、第2条の規定による改正前の長野市立学校職員の単身赴任手当に関する規則第4条第1号イに該当する採用をされた学校職員については、同条の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。</u></p> <p>(長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)</p>

改正後	改正前
<p><u>7</u> 長野市立学校職員の給与に関する条例の適用を受ける改正法附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を改正法<u>附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、第3条の規定による改正後の長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（次項及び<u>附則第9項</u>において「改正後の期末勤勉手当規則」という。）第3条第1項及び第2項並びに第8条第1項の規定を適用する。</p>	<p><u>10</u> 長野市立学校職員の給与に関する条例の適用を受ける改正法附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を改正法<u>附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、第3条の規定による改正後の長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（次項及び<u>附則第12項</u>において「改正後の期末勤勉手当規則」という。）第3条第1項及び第2項並びに第8条第1項の規定を適用する。</p>
<p><u>8</u> 長野市立学校職員の給与に関する条例の適用を受けない本市の改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された公務員は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）</u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された公務員とみなして、改正後の期末勤勉手当規則第3条第1項、第4条第3項及び第8条第1項の規定を適用する。</p>	<p><u>11</u> 長野市立学校職員の給与に関する条例の適用を受けない本市の改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された公務員は、<u>法</u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された公務員とみなして、改正後の期末勤勉手当規則第3条第1項、第4条第3項及び第8条第1項の規定を適用する。</p>
<p><u>9</u> 暫定再任用学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、改正後の期末勤勉手当規則第12条の規定を適用する。</p>	<p><u>12</u> 暫定再任用学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、改正後の期末勤勉手当規則第12条の規定を適用する。</p>